

## 海洋施設廃棄の許可の申請に関し必要な事項を定める 告示(ガイドライン)案について

### 1. 海洋施設廃棄の許可申請に関するガイドライン(案)の概要について

廃棄物海洋投入処分の許可等に関する省令(平成17年9月環境省令第28号。以下「許可省令」という。)第16条の規定に基づき、同省令第12条に定める海洋施設廃棄の許可の申請、第14条に定める事前評価に関する書類の記載事項及び第15条に定める許可申請書の添付書類のほか、海洋施設廃棄の許可の申請に関し必要な事項を具体的に記載するためのガイドラインを、告示として制定するもの。

主な内容は以下のとおりである。

#### 許可申請書の記載に当たっての留意事項

##### イ 申請者

申請者は海洋施設を廃棄する者とする。代理人による許可申請の場合にあっては、許可申請書に委任状その他の代理権の範囲を明らかにする書類の写しを添付する。また、許可申請者が法人格を有しない社団又は財団である場合にあっては、申請書に当該団体の構成員及び代表者又は管理人を記載した書類並びに当該団体の活動内容等を記載した書類を添付する。

##### ロ 海洋に捨てようとする海洋施設の概要の記載に当たっての留意事項

海洋に捨てようとする海洋施設の概要は、法第18条の3による当該海洋施設の設置の届出に基づき、当該海洋施設の名称及び用途並びに当該海洋施設の位置及び概要を記載すること

#### ハ 海洋施設廃棄に関する実施計画に係る事項の記載に当たっての留意事項

##### a 廃棄の時期の記載

海洋施設を廃止する時期及び廃棄をしようとする時期を記載すること。廃棄をしようとする時期は、最長でも6ヵ月を超えない日数で期間を定めること。

##### b 廃棄海域の記載

許可省令第13条の規定に従って、海洋施設の廃棄海域を分かりやすく記載すること、また廃棄海域の位置及び範囲を示す図面を添付すること

##### c 廃棄方法の記載

海洋施設の廃棄方法について、図面を用いるなどの方法により分かりやすく記載し、また廃棄される海洋施設中に残油等がないこと及び浮上する可能性のあるものが残されていないこと、海洋施設自体が浮上又は移動する可能性がないことについて記載すること。この際、

・海洋施設を現況のまま海洋に廃棄する場合は、船舶航行の安全の支障とならな

いこと

- ・ 上載設備の全部又は一部を撤去することなく海洋施設を現況を変更して海洋に廃棄する場合、それらの撤去が困難である理由及び内容物の漏洩等が生じないように措置を講じたこと

について記載すること

## 二 海洋施設の廃棄海域の汚染状況の監視に関する計画に係る事項の記載に当たっての留意事項

### a 監視の方法

監視項目及び当該監視項目に係る監視の方法について記載すること。なお、監視項目は海洋施設廃棄の実績に関する事項及び廃棄海域の汚染状況とすること

### b 実施時期

監視項目ごとに監視の実施時期について記載すること

## 許可申請書の添付書類の記載に当たっての留意事項

### イ 海洋に捨てる以外に適切な処分の方法がないものであることを明らかにするため、次に掲げる事項を記載すること

a 海洋施設を再資源化する等の方法により、海洋へ廃棄する量を削減することについての取組事項及びその効果並びに海洋施設を人工漁礁等に有効利用することにより海洋へ廃棄する量を削減することについての取組事項及びその効果を記載すること。国内外で実用化されている既知の海洋施設の再資源化等技術等があるが、これらを採用することができない場合には、その理由についても記載すること。

b 上記の検討結果を取りまとめ、廃止する海洋施設の再資源化や有効利用を最大限行っても、海洋に廃棄せざるを得ない量を記載すること。また、海洋施設を現況のまま海洋に廃棄する場合にあっては、選択する廃棄の方法が総合的に見て海洋環境保全の見地から最も適当である理由を記載するものとする。

### ロ 海洋環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する書類の記載に当たっての留意事項

別添のプロセスに沿って、海洋環境に及ぼす影響の調査・評価を実施し、その結果を記載すること

## 廃棄海域の汚染状況の監視に関する留意事項

### イ 監視項目に係る監視の方法について

a 当該海洋施設の廃棄に係る作業の記録等に基づき、海洋への廃棄量の実績及び廃棄を実施した時期について記載すること。

b 事前評価を実施する際に設定し現況の把握を行った調査項目に関し、当該把握

- した現況からの変化が生じているか否かについて、変化の程度を確認すること
- 監視の実施時期について
- a 廃棄の実績に関する事項に関し、廃棄の完了後速やかに確認すること
  - b 廃棄海域の状況について、廃棄方法の区分に応じてそれぞれ以下のとおり確認すること
    - ・ 海洋施設を現況のまま海洋に廃棄する場合、当該海洋施設の設置後 20 年間を経てから廃棄される場合にあつては、原則として廃棄後 3 年目（事前評価において 4 年目以降の時期を予測時期とした場合はその時期）に監視を実施すること。当該海洋施設の設置後 20 年間を経ずに廃棄されるものにあつては、耐久性等の設置時の設計条件を明らかにした上で、環境上の問題を生じていないとすることに適切な廃棄後の時期に実施することを原則とすること。
    - ・ 現況を変更して海洋に廃棄する場合、事前評価において環境への影響が最大となると想定される時期又は物理的な変化が安定すると想定される時期に監視を実施することを原則とすること。影響の程度が極めて小さく、廃棄後速やかに変化が安定すると想定される場合には、原則として廃棄後 3 年目（事前評価において 4 年目以降の時期を予測時期とした場合はその時期）に監視を実施すること。ただし、上載設備の全部又は一部を撤去することなく海洋施設を現況を変更して海洋に廃棄する場合は、上載設備の施設又は機材の内容物の性状に基づき、有害性が疑われる期間中は経年的に監視することを基本とすること。

## 2 . 今後のスケジュール

パブリックコメント：平成 18 年 9 月 1 日（金）～ 9 月 30 日（土）

施 行：平成 19 年 4 月 1 日

(別添) 事前評価のプロセス

